

# ご利用ください 鏡石町地域包括支援センター

地域包括支援センターって何ですか？ 何をするといいですか？ その質問に答えるのがこの特集コーナーです。一言で言うなら、地域の高齢者のみなさんの総合的な窓口です。悩み、疑問、心配ごとを一人で抱えこんでいませんか。地域包括支援センターがみなさんの悩みごとをお聴きし、解決に向けてお手伝いいたします。ここでは、センターがどのような役割をもつところなのかを紹介いたします。この機会にぜひ、訪ねてみてください。

## 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センター（以下センターと省略）は、平成18年4月から介護保険法の改正により新設された機関です。高齢者のみなさんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支えるために設けられました。センターは、勤労青少年ホームの中に設置されており、専門のスタッフがみなさんの相談に対応できるように備えています。

## 地域包括支援センターの仕事

① 介護や健康のこと  
介護保険対象の場合  
センターでは、看護師などが介護予防ケアプランを作成します。  
また、本人または家族が要介護認定などの申請に行くことができない場合などには、手続きを代行します。  
・介護保険対象外の場合  
要介護認定などで、「非該当」と認定された場合、町が行う介護予防事業を利用できます。

## ② 権利を守ること

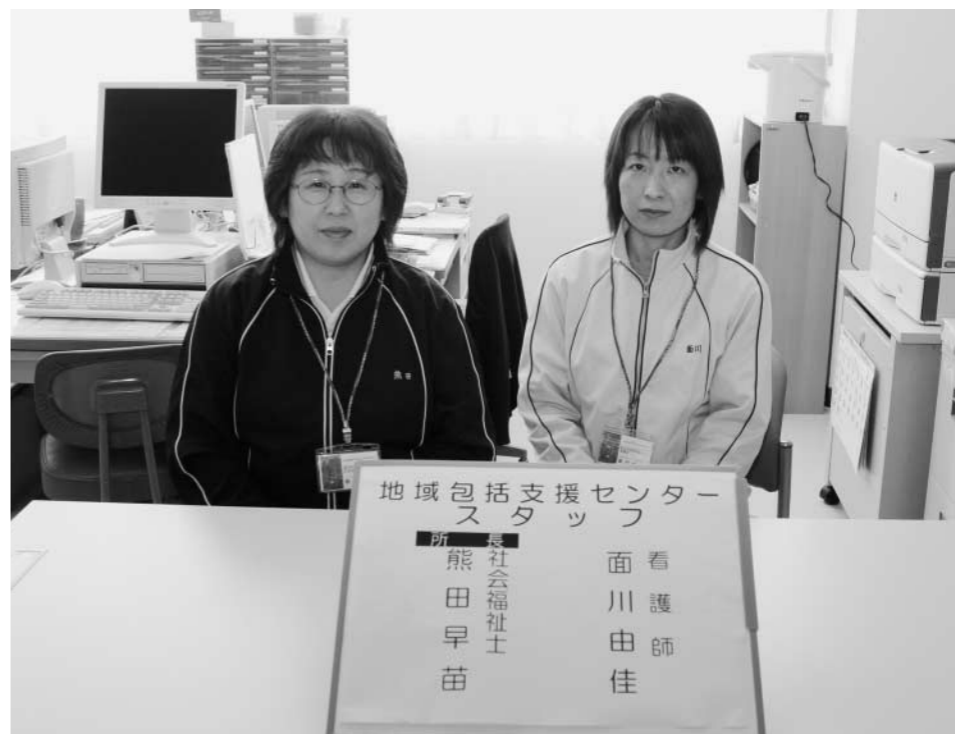
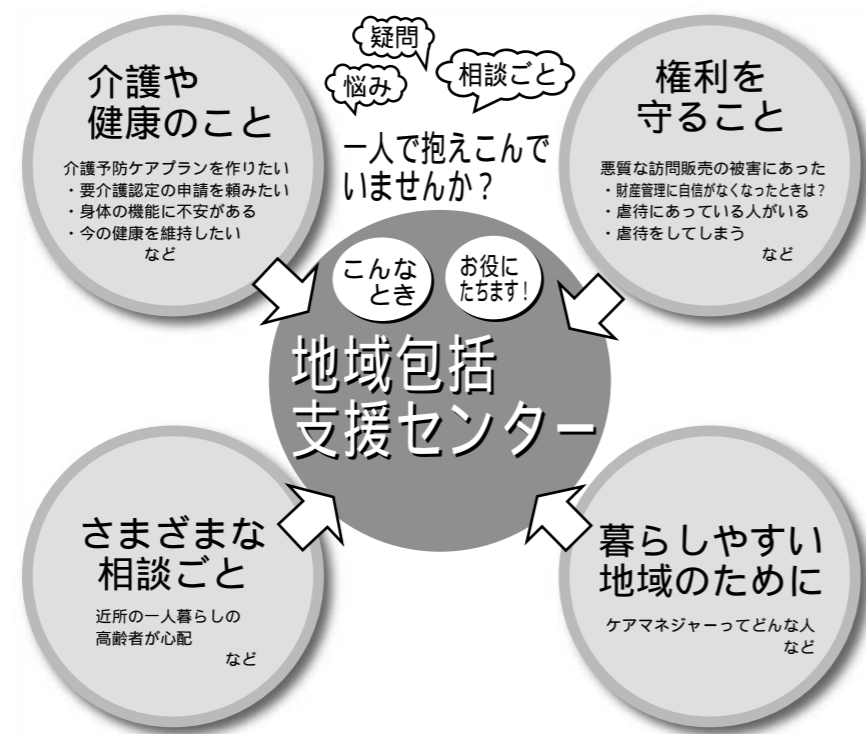
基本健康診査などで、「生活機能チェック」を受け、筋力の衰えや栄養状態など、生活機能の低下がみられた場合には介護予防のプログラムを利用することができます。  
高齢者を狙った消費者金融や、悪質な訪問販売、住み取りホームなど、高齢者の弱みにつけこんで、財産を奪ってしまう事件が増えています。被害にあったときには、センターや町に「相談ください」。センターでは、関係機関と協力して、適切なサービスが利

用できるように支援するとともに、高齢者の被害を未然に防ぐよう努めています。  
将来、認知症などにより判断力が衰えた場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくことができます。地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用に関する判断などの支援をしています。  
高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は、市町村に通報義務があることが定められています。虐待を発見したり、虐待があると思われるときは、センターや町に連絡してください。  
介護者が、介護により心身に疲労し、追いつめられていることも虐待の原因のひとつにあげられており、虐待をしている介護者も支援の対象としています。センターでは、介護の負担やストレスを軽減

③ さまざまな相談ごと  
どこに相談してよいか分からない心配ごとや悩みなどは、まずセンターにご相談ください。  
センターでは、介護に関する相談や心配ごと（悩み以外に健康や福祉、医療や生活に関することなど）、また、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談も受けれます。  
④ 暮らしやすい地域のために  
ケアマネジャーは、介護の知識を幅広く持つ専門家です。ケアプランの作成やサービス事業者、医療機関などと連絡調整を行います。センターには、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政、その他の関係機関との連携体制づくりを進めます。

また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。

また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。



町地域包括支援センターは、勤労青少年ホーム正面入口から入り、左側にあります。



介護予防教室を定期的に行なっています

## 用語などの説明

### 要介護認定

介護サービスを受ける場合は、申請して、介護や支援が必要であると認定されることが必要です。介護を必要とする度合いを要介護度といい、要介護度は要介護1～5、要支援1～2、非該当に区分されます。介護認定審査会を開催して、その方の介護を必要とする度合いが決定されて初めて、介護サービスをうけることとなります。

### ケアプラン

要介護認定1～5の人のプランで、本人の状況、本人・家族の希望などを踏まえ、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものです。

### 介護予防ケアプラン

要支援1・2または特定高齢者に対するケアプランで、主に地域包括支援センターが中心となって作成します。

### 介護予防事業で利用できるプログラム

- ・運動器の機能向上
- ・閉じこもり予防、支援
- ・栄養改善
- ・認知症予防、支援
- ・口腔機能の向上
- ・うつ予防、支援

### 成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。